

ホテル・旅館等の表示制度について

制度の目的

ホテル・旅館等不特定多数の者が利用する防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供することにより、利用者自らが当該安全性を確認し、又、防火上の安全性を判断できることを目的とする。

制度の対象

ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一（５）項イ並びに同表（１６）項イに掲げる防火対象物のうち同表（５）項イの用途に供する部分が存するもの）のうち消防法第８条に該当する（防火管理者の選任義務のある）もの。

表示基準

消防設備等の設置維持状況、防火管理状況等が消防法令の規定に適合しており、かつ、建築基準法令基準（構造・防火区画・階段）に適合していること。

【点検項目】

点検項目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

表示マーク（銀）



表示マーク（金）



表示の種類

表示マークには、「表示マーク（銀）」と「表示マーク（金）」の２種類があります。初回の申請では、表示マーク（銀）の交付となりますが、３年間優良であった場合は、表示マーク（金）の交付を行います。

その他

申請については、建物を管轄する消防署へ行ってください。

【制度に関するお問い合わせ先】

熊本市消防局予防部予防課 熊本市中央区大江3丁目1番3号（電話：096-363-0263）

【申請先】

中央消防署	熊本市中央区大江3丁目1番3号(電話:096-364-2894)	管轄:中央区(西消防署管轄を除く)
東消防署	熊本市東区東町4丁目6番17号(電話:096-367-6315)	管轄:東区
西消防署	熊本市中央区米屋町1丁目12番地1(電話:096-353-5028)	管轄:西区及び中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)
南消防署	熊本市南区平田2丁目13番1号(電話:096-212-0303)	管轄:南区
北消防署	熊本市北区四方寄町514番地(電話:096-327-2020)	管轄:北区
益城西原消防署	上益城郡益城町大字寺迫202-1(電話:096-286-2298)	管轄:益城町、西原村

